

## ふくおかさん家のうまかもんロゴマーク利用規程

### (目的)

第1条 この規程は、「ふくおかさん家のうまかもん」ロゴマークを利用する際に必要な事項を定め、もって福岡市(以下「市」という。)のPR、市内産農林水産物及びその加工食品の販路拡大、市の農林水産業の振興等に寄与することを目的とする。

### (ロゴマークの利用に関する権利)

第2条 ロゴマークの利用に関する一切の権利は、市に属する。

### (ふくおかさん家のうまかもん優先利用事業者によるロゴマークの利用許可)

第3条 ロゴマークを利用しようとする者は、あらかじめふくおかさん家のうまかもん優先利用事業者の認定(以下「事業者認定」という。)を受けた後で、ロゴマークの利用許可(以下「利用許可」という。)申請を行い、福岡市長(以下「市長」という。)の利用許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、ロゴマークの利用が次の各号に該当する場合には、事業者登録の手続きを省略することができる。

(1) 市の機関が利用する場合

(2) テレビ若しくはインターネットの番組又は新聞若しくは雑誌の紙面等の制作者が、報道目的以外の放送又は記事等に利用する場合

3 前二項の規定にかかわらず、ロゴマークの利用が、著作権法に定める著作権の制限に該当する場合は、事業者認定及び利用申請を要しない。

### (利用許可の申請)

第4条 第3条第1項の規定により、利用許可を受けようとする者は、「ふくおかさん家のうまかもんロゴマーク利用許可申請書」(別添様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請を行った者(以下「利用許可申請者」という。)に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

### (利用許可の手続き)

第5条 市長は、前条第1項の規定による利用許可申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が第1条に定める目的に合致すると認められるときは、利用許可を行うことができる。

なお、この場合、市長はロゴマークの利用方法その他について、必要に応じ条件を付することができる。

### (利用許可の制限)

第6条 市長は、前条の規定にかかわらず、利用許可申請者のロゴマークの利用が次の各号の

いずれかに該当する場合、その利用を許可しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに關する利用と認められる場合
- (5) ロゴマークの利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (6) 市および「ふくおかさん家のうまかもん」のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (7) ロゴマークの著しい変形を行う場合
- (8) その他、市長がロゴマークの利用が適当でないとする場合

#### (利用者の遵守事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークの利用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- (2) ロゴマークの利用にあたっては、利用許可を受けた内容に限ること。
- (3) 消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、利用対象物等には販売者、製造者又は制作者の名称と連絡先を明示すること。
- (4) 当該利用許可に係る利用対象物等の完成品の写真又はサンプルを提出すること。ただし、完成品の写真若しくはサンプルの提出が困難な場合の提出物については、市長が別に指示する。
- (5) その他各種の法令を遵守すること。

#### (事業者登録又は利用許可の取消し等)

第8条 市長は、事業者登録を受けた者又は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許可を取り消すことができる。

- (1) 第6条の各号のいずれかに該当するに至った場合
- (2) 第7条の遵守事項に違反した場合
- (3) その他利用許可の継続が不適當であると認められた場合

2 市長は、前項の規定により、利用許可の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

#### (利用の非独占性等)

第9条 この規程による利用許可は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマークを利用する権利を付与するものではない。

(賠償責任等)

第10条 市は、利用許可を行ったことに起因し利用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 利用者は、ロゴマークの利用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

4 市長は、前二項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年2月28日から施行する。

年 月 日

福岡市長 宛

申請者 住所 \_\_\_\_\_

名称及び  
代表者氏名 \_\_\_\_\_

ふくおかさん家のうまかもんロゴマーク利用許可申請書

ふくおかさん家のうまかもんロゴマーク利用規程に基づき、下記のとおり申請します。

記

名 称			
所在地	〒		
電話番号		担当者名	
E-mail			
利用目的			